

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、上越圏域広域都市計画マスタープランの素案についての公聴会の開催を中止する。

平成28年9月23日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成28年10月1日（土） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
上越市新光町1丁目9番10号
上越文化会館中ホール